

表4-1 足尾付近の鉱害の歴史的段階

西暦(明治)	1 汚染源発生	2 現象の認知	3 反対運動	4 現象の科学的解釈	5 対策	6 終息
1877(10)	古河家足尾銅山の経営開始					
1881(14)	鷹の巣直利発見					
1882(15)		足尾山元で煙害発生,始まる				
1883(16)	ダイナマイトの使用					
1884(17)	横間歩大直利発見					
1885(18)	シラム削岩機使用	渡良瀬川の魚類大量死 赤倉等の住民、示談				
1887(20)	水套式溶鉱炉、ピルツ式溶鉱炉新設	渡良瀬川,アユ,見られなくなる				
1888(21)		松木、桑の木、全て枯れる				
1889(22)	本所で電解精錬	松木、養蚕廃業,川下の農作物不作				
1890(23)	索道試運転、水力発電所竣工、 立抗で電気巻揚げ機使用			早川忠我、県立病院に水質検査依頼		
1891(24)	抗外運搬用電車(日本初の実用化)	渡良瀬川沿岸被害住民が嘆願書を政府に提出 田中正造、帝国議会で鉱業停止要求		丹波の分析		
1892(25)		待矢場両堰水利組合と古河との第1回示談契約 田中正造、質問演説		古在、長岡の分析発表		
1893(26)	ヘッセマ式製錬開始、 選鉱場に粉鉱採集器の設置	唐風呂住民,古河へ和解願提出				
1895(28)		唐風呂住民,訴訟後示談,松木示談 待矢場両堰水利組合と古河との第2回示談契約 栃木、群馬知事、農商務省へ上申(官有林を禁伐林に)				
1896(29)	大通洞完成	田中正造、帝国議会で政府追及			第1回予防工事命令,粉鉱採集器の効果確認の期限	
1897(30)	坑内で電気機関車運転	田中正造、帝国議会で鉱業停止要求、 第1回,第2回大挙上京請願(押出し)			脱硫装置の建設 足尾銅山鉱毒調査会、第2回,第3回予防工事命令	
1898(31)		第3回大挙上京請願,田中正造、帝国議会で政府追及				
1899(32)		田中正造、帝国議会で政府追及				
1900(33)		第4回大挙上京請願,川俣事件、第一審判決 田中正造、帝国議会で川俣事件関連で政府追及				
1901(34)		田中正造、帝国議会で最後の質問演説、 田中正造、天皇直訴			第4回予防工事命令 松木集落消滅	
1902(35)	ウォーターライナー削岩機使用	川俣事件(東京控訴審判決、大審院判決 宮城控訴審判決)			鉱毒調査委員会(第二次調査会)官制公布	
1903(36)					鉱毒調査委員会(第二次調査会)遊水地化計画等 打ち出す,第5回予防工事命令	
1904(37)		田中正造、谷中村に入る				
1906(39)					谷中村廃村	
1907(40)					谷中村土地収用法認定公告,強制収用	
1956					古河オートクンプ法の完成	
1973						足尾銅山閉山

{川名(1981)と東海林,菅井(1984)と栃木県史編さん委員会(1984)と 宇井純(編),宇井ほか(1985) より作成}